

平成30年9月18日

個人情報 答申第29号

#### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「私とNHKとの間で契約したとする原契約書の開示を要求する。」とした個人情報の開示の求めがあった。

NHKは、放送受信契約書は平成10年9月に契約を締結して以降保存していたが、保存年限（5年）を経過して廃棄したため存在せず、開示することはできないとした。

これに対して、視聴者より「納得できないため」として、再検討の求めがあった。

#### 2 NHKの見解の要旨

平成10年9月にNHKが本人と締結した放送受信契約書については、契約を締結して以降保存していたが、『営業業務関係規約』に付随する、帳簿書類の保存期間に係る内規（平成7.10.1）による保存年限（5年）を経過したため廃棄した。したがって放送受信契約書は存在せず、開示することができない。

#### 3 審議委員会の判断

再検討の求めの放送受信契約書については、存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

#### 4 審議の経過

平成30年9月18日（第262回審議委員会）

個人情報第29号諮問、審議、答申